

定款記載事項って? II

-その日本と中国の比較-

November 2019



前回から2回にわたって、ビジネスを始めるにあたっての最も基礎となる会社の定款について、その記載事項を日本と中国の比較の観点からみています。

About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2019 年 10 月時点で、世界 89 ヶ国に業務を展開し、40,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

【前回の要約】

そもそも定款（中国語で「章程」）とは、会社内の憲法と呼ばれるような最も基礎をなす規定であり、日本では、発起人が作成し、署名または記名捺印するのに対して、中国においては株主が署名押印するものとされています。

また、日本においては、公証人による認証を受けて初めて定款として有効なものとなります。さらに、認証においては、その文書が名義人により作成されたものであることが証明されるものとされ、ここでは、文書の真正性の確認と本人の確認がなされ、真正性の確認には、本人名義の署名・印影がある場合には、本人意思によるものとみなし、本人意思によるものである場合には、真正性を有するものとみなすという 2 段の推定がなされるものとされています。

定款記載事項については、以下のような事項については、定款に必ず記載しなければならない絶対的記載事項とされ、これを記載しないと定款自体が無効となるものとされています。

絶対的記載事項

- ①目的
- ②商号
- ③本店の所在地
- ④設立に際して出資される財産の価額またはその最低額
- ⑤発起人の氏名または名称及び住所
- ⑥発行可能株式総数

以上のような前回の内容に続き、今回は、日本の定款における相対的、任意的記載事項を解説し、その中国との比較及び相違についてみていきたいと思います。

定款の相対的記載事項と任意的記載事項

相対的記載事項とは、定款に記載しなくとも定款自体の効力は有効であるが、定款に定めがないと、その事項の効力が認められないものをいい、任意的記載事項とは、法律に反しない限り定款に記載の出来る事項をいいます。

相対的記載事項

相対的記載事項は多くありますが、その主なものは以下の通りです。

①変態的記載事項

変態設立とは、「会社設立前に発起人が行う会社財産に関係する行為」をいいます。従って、これら行為により、発起人が、会社の設立前に資金を使う（ことを約束する）ことにより会社財産を毀損させることを回避する目的で、定款への記載（及び原則として裁判所による検査）が求められているものです。

- (1) 現物出資（金銭以外の財産による出資）
- (2) 財産引受（発起人が会社のために会社成立を条件として特定の財産を譲り受ける旨の契約を行うこと）
- (3) 発起人の報酬、特別利益
- (4) 設立費用の求償

②株式に関する事項

- (1) 株券発行の定め

株券の不発行が原則であり、株券を発行する会社は定款で定める必要があります。

- (2) 株式の譲渡制限に関する定め

全ての株式又は一部の種類の株式について、譲渡に会社の承認を必要とする形で制限する旨を定款で定めることができます。大半の企業は株式譲渡制限規定を置いています。

- (3) 種類株式に関する定め

種類株式とは、一定の株主の権利内容（株式の取得権、経営参加権、利益配当請求権等）について、特別な条件を付けた株式をいい、定款で定めることにより発行することができます。

- (4) 会社機関に関する定め

取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、委員会、代表取締役の機関は、定款に定めることにより、設置できるものとされています。

(5) 役員の任期の短縮・伸長

原則 2 年とされている取締役任期の短縮・伸長、4 年とされている監査役の任期の伸長について、定款に定めることにより可能とされています。

(6) その他の事項

取締役会の決議の省略（取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす）、官報記載以外の公告の方法、取締役会決議による中間配当等について、定款に定めることにより可能となります。

任意的記載事項

具体的な例では、「取締役の人数」「定時株主総会の招集時期」「決算期」などが挙げられますが、一般には、定款変更の手続きを考慮し、あえて定款に記載する必要性は薄いものといえるでしょう。

中国における有限公司の定款（絶対的）記載事項

中国においては、以下のような事項が、法令上必ず記載しなければならない事項（絶対記載事項）として規定されているのみで、相対的記載事項という概念は設けられていません。

- ①会社名称及び住所
- ②経営範囲
- ③登録資本金
- ④株主氏名又は名称
- ⑤株主の権利及び義務
- ⑥株主による出資方式及び出資額
- ⑦株主持分譲渡にかかわる条件
- ⑧会社機関及びその選出方法、職責、議事規則
- ⑨会社法定代表人
- ⑩解散事由及び清算方法
- ⑪株主会が記載を要すると認めるその他事項

このように中国における定款記載事項においては、日本の定款記載事項と比較すると、株主名、登録資本金、法定代表人等の個別具体的な内容（住所についても部屋番号迄の具体的な記載が求められる）について定款記載が要求されているといえるでしょう。また、日本の定款記載事項のような、役員についての記載は求められていません。

日本における定款変更手続き

定款変更には、原則として株主総会決議（特別決議）が必要となります。

特別決議は、議決権の過半数を有する株主が出席し、出席株主の議決権の 3 分の 2 以上の多数で決議します。

また、定款の変更については、公証人による認証を受ける必要はありませんが、以下のような登記事項の変更となる場合には、原則変更が生じた日から 2 週間以内に本店所在地を管轄する法務局に変更登記の申請を行わなければなりません。当該期限を過ぎた場合には、登記変更申請は可能ですが、登記懈怠として、過料の対象となります。

会社登記事項

必ず登記しなければならない事項

- ・目的
- ・商号
- ・本店及び支店の所在場所
- ・発行可能株式総数
- ・発行済株式の総数並びにその種類及び数
- ・資本金の額
- ・取締役の氏名

- ・代表取締役の氏名及び住所
- ・公告方法についての定め（公告方法についての定めがないときは、官報で公告する旨）

上の 4 つ目までは、定款絶対的記載事項であり、定款の変更に合わせて登記の変更が必要となる項目といえます。

株式会社が定款などで定めている場合等に登記すべき主な事項

- ・株券発行会社である旨
- ・株式の譲渡制限の旨
- ・発行する株式の内容（発行する各種の株式の内容）
- ・取締役会設置会社である旨
- ・会計参与設置会社である旨並びに会計参与の氏名または名称及び計算書類等の備置場所
- ・監査役設置会社である旨及び監査役の氏名
- ・監査役会設置会社であるときは、その旨及び監査役のうち社外監査役である者について社外監査役である旨
- ・会計監査人設置会社であるときは、その旨及び会計監査人の氏名または名称
- ・単元株式数
- ・新株予約権に関する事項
- ・取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人の責任免除の定め
- ・社外取締役、会計参与、社外取締役または会計監査人の責任限定契約の定め
- ・貸借対照表の公告を電磁的記録で行う場合にはそのウェブページの URL
- ・公告方法を電磁的記録と定めた場合にはそのウェブページの URL 及び予備公告方法等

これらの項目はほぼ定款相対的記載事項の内容と重複しており、重複しない主なものとしては役員の任期伸長・短縮や変態的設立事項があげられます。従って、定款に相対的記載事項を加える場合には、基本的には会社登記変更も必要と考えられるでしょう。

中国における定款変更

中国における定款変更では、原則として、株主会における 3 分の 2 以上の議決権による議決が必要です。但し、外商合弁企業においては、出席董事の全員一致が必要とされています。

中国における会社登記事項：

- (1) 会社名称
- (2) 住所
- (3) 経営範囲
- (4) 登録資本金
- (5) 有限責任会社の株主或いは株主有限会社の発起人の氏名又は名称
- (6) 会社法定代表人
- (7) 会社の種類
- (8) 経営期間

中国においても、会社登記事項の上 6 つは定款記載事項と重複しています。

原則として、変更が生じた日から 30 日以内に本店所在地を管轄する工商行政管理局に変更登記の申請を行います。

但し、中国においては、定款について工商行政管理局（日本における法務局のような機関）への届出が義務付けられていることから、上記の会社登記事項にかかわる変更がない場合であっても、いずれにしても工商行政管理局に対する変更後の定款について届出を行う必要があります。

以上



この記事は三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司の China Report からの転載記事となります。
(<http://rmb.bk.mufg.jp/chinareport/economics/>)

CONTACT

5

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

吉野 健太 Yoshino Kenta

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn